

アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社

定 款

2007年11月9日 制定

2007年12月7日 改定

2009年6月15日 改定

2010年6月15日 改定

2012年6月26日 改定

2013年8月30日 改定

2015年6月24日 改定

2020年6月26日 改定

2020年10月1日 改定

2023年6月28日 改定

2024年6月26日 改定

2025年5月15日 改定

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社と称し、英文では ARCHITECTS STUDIO JAPAN INC. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. フランチャイズチェーンシステムによる、土木建築工事請負業の加盟店の募集及び指導育成並びに販売促進ツールの販売
2. 前号の事業を経営するフランチャイズ加盟店の技術・販売・建設等の提携、営業の譲渡・合併・分割とその仲介及び斡旋
3. 前各号に関するコンサルタント業
4. 建築家への設計・監理・デザイン等についての有料業務紹介
5. 講演会、シンポジウム、セミナー、各種イベントの開催
6. 市場調査、広告宣伝に関する業務
7. 建築資材、住宅設備機器の販売及び斡旋、輸出入
8. 家具の企画、制作、販売、輸出入
9. 照明器具の企画、制作、販売、輸出入
10. 映像、画像、音楽、書籍等著作物の企画、編集、制作、出版及び販売業務
11. 通信販売業
12. コンピュータソフトウェアの企画、設計、制作、販売、輸出入
13. コンピュータハードウェア及びその周辺機器の企画、設計、制作、販売、輸出入
14. コンピュータシステムによるデータ入力業務
15. 情報処理、情報提供サービス業
16. 不動産の売買、賃貸、管理ならびに、これらの仲介及び斡旋
17. 土木工事、建築工事、設備工事、機械器具の設置工事、その他建設工事の企画、設計、監理、施工に関する技術指導及び請負
18. 有価証券の取得及び保有、関連業務への投資、投資事業組合の財産の運用及び管理
19. 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業
20. 職業安定法に基づく民営職業紹介事業
21. 損害保険代理業
22. 住宅ローンに関する情報提供および仲介・代理業務
23. エネルギー発電に関する技術及び機械設備の研究、開発、技術提供、製造、販売及びサポートに関する業務
24. バイオガス及び再生可能エネルギーの発電、製造、販売に関する業務

- 25. 一般及び産業廃棄物の処理に関する技術及び機械設備の研究、開発、技術提供、製造、販売及びコンサルティングに関する業務
- 26. 有機物の高度利用に関する農業その他の分野のコンサルティングに関する業務
- 27. 化粧品、健康食品の販売及び輸出入
- 28. 家庭用品、日用品雑貨、インテリア用品、福祉用具、装飾品雑貨、宝石、貴金属、時計、衣料品、履物の販売
- 29. 割賦販売業、割賦販売斡旋業
- 30. ビールその他の酒類の販売
- 31. 農作物、畜産物、水産物及びそれらの加工食品の生産、加工及び販売
- 32. 飲食店及び宿泊施設の経営及びコンサルティング業務
- 33. 飲食店向け販売業
- 34. 野菜、肉類、魚介類等の生鮮食料品、食品、加工食品、調味料等の小売並びにこれに関する物品の製造、加工、卸売及び輸出入業務
- 35. 食品の研究、開発、製造、売買、輸出入及びコンサルタント業務
- 36. レストラン、食堂、喫茶店、カフェ等の飲食店の経営及びコンサルタント業務
- 37. チェーンシステムによる飲食店の事業企画、加盟店の募集及び指導
- 38. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。

- 1. 取締役会
- 2. 監査等委員会
- 3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。

- ② やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、3,600万株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当会社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款のほか、取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規則による。

(基準日)

第12条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、5名以内とする。

- ② 当社の監査等委員である取締役は、3名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任については、累積投票によらない。
- ④ 法令又は定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

(取締役の任期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- ④ 補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 当社は、取締役会決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

- ② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- ③ 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を選定し、又必要に応じ、取締役会長1名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- ② 取締役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(重要な業務執行の決定の委任)

第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の会社に対する責任の免除)

第31条 当会社は、取締役（取締役であった者も含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

(取締役の会社に対する責任の制限)

第32条 当会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第33条 当会社は、監査等委員会の決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第34条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第35条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第36条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査等委員会規程)

第37条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の会社に対する責任の制限)

第41条 当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第7章 計 算

(事業年度)

第42条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第43条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

（中間配当金）

第44条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

（期末配当金等の除斥期間）

第45条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

② 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

附則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第17期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者も含む。）の損害賠償責任を、法令の限度内において取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当社は、第17期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者も含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。